四　安全規則第三十一条第二項の規定による講習
1　名称
株式会社カントウ流通
2　主たる事務所の所在地
兵庫県尼崎市稲葉荘四丁目二十番一号
3　講習の種類
基礎講習

○国土交通省告示第八百七十号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十六年八月二十日に次のとおり認定したので、同条第五項の規定に基づき告示する。

平成二十六年八月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　名称
株式会社シオン学園
二　主たる事務所の所在地
神奈川県藤沢市本藤沢一丁目十一番地二十三号
三　適性診断の種類
特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第八百七十一号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十六年八月二十日に次のとおり認定したので、第十二条の十一の規定に基づき告示する。

平成二十六年八月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　名称
株式会社シオン学園
二　主たる事務所の所在地
神奈川県藤沢市本藤沢一丁目十一番地二十三号
三　適性診断の種類
特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○海上保安庁告示第九十九号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十六年八月二十九日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人海洋研究開発機構
神奈川県横須賀市夏島町二番地一五
二　水路測量を実施する区域及び期間
イ　区域
(イ)　北緯二九度東経一二七度五七分、北緯二九度東経一二九度、北緯二八度東経一二九度、北緯二八度東経一二八度三七分、北緯二七度一〇分東経一二七度五五分、北緯二六度〇五分東経一二六度三五分、北緯二六度〇五分東経一二六度一〇分、北緯二六度四〇分東経一二六度一〇分、北緯二七度五五分東経一二六度四〇分の各点で囲まれる海域（陸域を除く）
(ロ)　北緯二四度四〇分、北緯二五度三〇分、東経一二四度、東経一二五度一〇分の各経緯度線で囲まれる海域
ロ　期間　平成二十六年八月三十一日から平成二十六年九月十九日まで
三　水路測量の実施方法　GPSによる測位、マルチビーム音響測深機による海底地形調査等
四　航行船舶に対する安全処置
イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚
ロ　十一管区水路通報第三十二号（平成二十六年八月十五日発行）

○環境省告示第九十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年八月二十九日

環境大臣　石原　伸晃

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
イ　氏名又は名称　株式会社クレハ環境
ロ　住所　福島県いわき市錦町四反田三十番地
ハ　代表者の氏名　代表取締役　谷口　伸幸
二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所
福島県いわき市錦町落合百二番二、百六番一、百十五番、百十五番二、百二十番、百二十二番一、百二十六番、百三十六番一、百八十二番及び百八十三番並びに四反田一番四、一番十二、一番十三、六番一、七番一、八番一、九番一、九番四、九番五、三十六番及び三十七番
三　無害化処理の用に供する施設の種類
廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設
四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類
イ　廃ポリ塩化ビフェニル等のうち、次に掲げるもの
(1)　電気機器又はOFケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの
(2)　ポリ塩化ビフェニルの濃度が廃ポリ塩化ビフェニル等一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
ロ　ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、次に掲げるもの
(1)　微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの
(2)　汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
(3)　廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
(4)　金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（以下「金属くず等」という。）のうち、当該金属くず等に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着し、又は封入されている物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
ハ　ポリ塩化ビフェニル処理物のうち、次に掲げるもの
(1)　イ(1)又はロ(1)に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの
(2)　廃油のうち、当該廃油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が廃油一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
(3)　廃酸又は廃アルカリのうち、当該廃酸又は廃アルカリに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が廃酸又は廃アルカリ一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
(4)　汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
(5)　廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
(6)　金属くず等のうち、当該金属くず等に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着している物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
五　申請年月日
平成二十六年七月二十八日
六　縦覧場所
イ　環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課
ロ　環境省東北地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課
ハ　福島県生活環境部産業廃棄物課
ニ　いわき市生活環境部廃棄物対策課
ホ　いわき市勿来支所